

会計・監査 Report

July 2025

vol. 38

2026年3月期第1四半期決算における留意事項

2026年3月期の第1四半期から適用される会計基準等として、以下が挙げられます。

テーマ	会計基準等	公表日
包括利益の表示	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」	2025年3月11日
特別法人事業税の取扱い	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	2025年3月11日
種類株式の取扱い	実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」	2025年3月11日
GM課税制度に係る法人税等の取扱い	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」*	2024年3月22日

* 2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されているが、四半期財務諸表及び中間財務諸表における注記の定めについては2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。

2026年3月期の第1四半期から適用可能な会計基準等として、以下が挙げられます。

テーマ	会計基準等	公表日
リース	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」 企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」他	2024年9月13日
組合等への出資	改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」	2025年3月11日

本稿ではこれらの会計基準等における留意事項について解説します。

また、四半期報告書制度の見直しへの対応として企業会計基準委員会から2025年4月23日に公表された企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等についても紹介します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

I. 包括利益の表示に関する改正

1. 改正の概要

本改正は、2024年年次改善プロジェクトによる改正に該当します。改正の背景及び改正の詳細については、「会計・監査Report Vol.36」をご参照ください。

2. 四半期における開示

取引所規則に基づく四半期決算短信では、連結株主資本等変動計算書を開示することは義務付けられていないため、改正による用語の表現の見直しの開示上の影響はないと考えられます。ただし、連結株主資本等変動計算書を任意で開示することが妨げられているわけではないため、開示する会社においては使用する用語に留意が必要と考えられます。

II. 特別法人事業税の取扱いに関する改正

1. 改正の概要

本改正は、2024年年次改善プロジェクトによる改正に該当します。改正の背景及び改正の詳細については、「会計・監査Report Vol.36」をご参照ください。

2. 四半期における開示

特別法人事業税(基準法人所得割)の取扱いの明確化により、適用初年度(2026年3月期第1四半期)において、これまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用します。ただし、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができます。当該会計基準等の改正に伴う会計方針の変更が、重要な会計方針の変更にあたる場合、会計方針の変更に関する注記の記載が必要となります。

一方、過年度に課税された特別法人事業税(基準法人所得割)に関する表示方法について、これまでの表示方法と異なることとなる場合、適用初年度(2026年3月期第1四半期)の比較情報について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行わないことができます。

Ⅲ. 種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱いに関する改正

1. 改正の概要

本改正は、2024年年次改善プロジェクトによる改正に該当します。改正の背景及び改正の詳細については、「会計・監査Report Vol.36」をご参照ください。

2. 四半期における開示

2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式のうち、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の前連結会計年度及び前事業年度の末日において保有する種類株式については、次のいずれかの方法を選択できます。選択した会計方針が重要な会計方針の変更に当たる場合、会計方針の変更に関する注記の記載が必要となります。

- 従来の会計方針を継続する。
- 改正された実務対応報告を2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の末日から将来にわたって適用する。
- 改正された実務対応報告を2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用する。

Ⅳ. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い

1. 取扱いの概要

実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されています。公表の背景及び取扱いの詳細については、「会計・監査Report Vol.36」をご参照ください。

2. 四半期における取扱い

四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができます。この場合、その旨を注記します。

V. リースに関する改正

借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発が企業会計基準委員会において2019年3月より着手され、2024年9月13日に、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、合わせて「リース会計基準等」という。)が公表されました。リース会計基準等の公表に伴い改正された会計基準等及びリース会計基準等の適用に伴い適用が終了となる会計基準等は、以下のとおりです。

リース会計基準等とリース会計基準等の公表に伴い改正された会計基準等は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能です。

リース会計基準等の公表に伴い改正された会計基準等
企業会計基準第35号「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」
企業会計基準第36号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(その2)」
改正企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」
改正企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」
改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」
改正企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
改正企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」
改正企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
改正企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」
改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
改正実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
改正移管指針「移管指針の適用」
改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
改正移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
改正移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」

リース会計基準等の適用に伴い適用が終了となる会計基準等
企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」
企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」
移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」

VI. 組合等への出資に関する改正

1. 改正の概要

(1) 経緯

企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、従来は金融商品会計基準に従って取得原価で評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とする必要がありましたが、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加し、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式について、より有用な情報を提供できる時価評価とするよう速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれ、これに対応して改正が行われました。

(2) 会計処理

次の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関係会社株式を除く。)について時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができます。この場合、評価差額の持分相当額は、純資産の部に計上します(以下、これらの定めを「本改正」という。)

- ① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

出資者である企業は、本改正を適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に本改正の適用対象かどうかを決定します。本改正を適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできません。

また、本改正を適用することとした組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理は、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め(金融商品会計に関する実務指針第92項)ではなく、時価のある有価証券の減損処理に関する定め(金融商品会計に関する実務指針第91項)に従って行います。

(3) 注記事項(年度決算に関するもの)

本改正を適用する組合等への出資については、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に関する注記(企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項)に併せて次の事項を注記します。

- ① 本改正を適用している旨
- ② 本改正を適用する組合等の選択に関する方針
- ③ 本改正を適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

なお、連結財務諸表において注記している場合は、個別財務諸表においての記載は不要です。

(4) 適用時期及び経過措置

金融商品会計に関する実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能です。

適用にあたっては、適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて本改正を適用する組合等を決定します。適用初年度の期首時点で本改正を適用することとした組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価による評価差額の持分相当額は適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、減損処理による損失の持分相当額は適用初年度の期首の利益剰余金に加減します。

2. 四半期における開示

早期適用し、重要な会計方針の変更にあたる場合、会計方針の変更に関する注記の記載が必要となります。

また、会計方針の変更に関する注記以外の注記について、取引所規則に基づく四半期決算短信では、金融商品に関する注記を開示することは義務付けられていないため、改正による影響はないと考えられます。ただし、金融商品に関する注記を開示することが投資判断に有用と考えられる場合など、企業の判断によっては開示することも考えられます。

VII. 期中会計基準(案)等の公表

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、金融商品取引法が改正されたことから、2024年3月に企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、両者を合わせて「中間会計基準等」という。)が公表され、既に適用となっています。これにより、上場会社(特定事業会社を除く。)では、金融商品取引法に基づく第一種中間連結財務諸表及び第一種中間財務諸表は中間会計基準等により作成され、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表は企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下、両者を合わせて「四半期会計基準等」という。)により作成されることになりました。

中間会計基準等は、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの準備期間が非常に短中で短期的な対応として開発されたものでした。開発の過程においては、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきという意見が財務諸表利用者等から聞かれたことから、中間会計基準等の公開草案のコメント募集において、今後の基準開発の方向性として中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等の開発を行うかについて意見が募集されました。

寄せられた意見をもとに、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等を開発することが決定され、検討の結果、2025年4月23日に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第85号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」等(以下、両者を合わせて「期中会計基準(案)等」という。)が公表されました。企業会計基準委員会は現在、期中会計基準(案)等へ寄せられた意見を参考に最終基準化に向けて検討しています。

期中会計基準(案)等は、期中財務諸表を作成する場合に適用されます。ただし、特定事業会社^{*1}において提出される第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表には適用されず、これらの財務諸表の作成にあたっては中間作成基準等^{*2}が適用されます。上場会社において使用する会計基準等を現状と今後のそれぞれで示すと以下のとおりです。

上場会社において使用する会計基準等【現状】

		第1四半期	中間期(第2四半期)	第3四半期
特定事業会社以外	取引所規則	四半期会計基準等	中間会計基準等	四半期会計基準等
	金商法	—	中間会計基準等	—
特定事業会社 ^{*1}	取引所規則	四半期会計基準等	中間作成基準等 ^{*2}	四半期会計基準等
	金商法	—	中間作成基準等	—

*1 開示府令第18条第2項各号に掲げる事業を行う会社であり、具体的には銀行、保険会社等を指す。

*2 中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準、中間財務諸表作成基準注解を指す。

上場会社において使用する会計基準等【今後】

		第1四半期	中間期(第2四半期)	第3四半期
特定事業会社以外	取引所規則	期中会計基準(案)等	期中会計基準(案)等	期中会計基準(案)等
	金商法	—	期中会計基準(案)等	—
特定事業会社	取引所規則	期中会計基準(案)等	中間作成基準等	期中会計基準(案)等
	金商法	—	中間作成基準等	—

中間作成基準等は、期中会計基準(案)等の検討にあわせて改正が検討され、期中会計基準(案)等の公表にあわせて企業会計基準公開草案第84号『『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(案)』が公表されました。また、期中会計基準(案)等では、期中会計基準等の適用により、四半期会計基準等及び中間会計基準等は適用が終了となるとされています。

期中会計基準(案)等は、個別に検討を行ったものを除き、基本的に四半期会計基準等と中間会計基準等の定め及び考え方を引き継ぐこととしています。また、期中会計基準(案)等では、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準(案)等に取り込むこととしており、今後、四半期財務諸表の取扱いへのアクセスが良くなると考えられます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 布柴 知佳

text : chika nunoshiwa